

「江戸川区客引き行為等の防止に関する条例（案）」の

意見募集結果について

「江戸川区客引き行為等の防止に関する条例（案）」に関する意見募集手続きを実施し、6名の方から計6件の意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、下記のとおりです。

1 意見募集手続きの概要

（１）意見募集期間

令和7年9月15日から10月15日までの間

（２）周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和7年9月15日号の「広報えどがわ」に掲載

※ 危機管理部地域防犯防災課窓口に閲覧用印刷物を設置

（３）意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持ち込み又は郵送

（４）提出先

地域防犯防災課防犯防災係

2 意見募集の結果

	ご意見	区の考え方
1	素晴らしいと思います。	ご賛同ありがとうございます。
2	最近小岩で客引き行為をした外人が逮捕されましたが不起訴になりましたよね？19時過ぎると小岩駅周辺は絶対に歩きたくないと思うようになりました。 昼間も吉野家の前で女の子立ってますよね？最悪だなと思っています。 渋谷区並に厳しくして良いと思います。 小岩駅や小岩周辺に変な人がいて面白がられていることが許せません。 再開発と共に一掃してほしいです。	ご賛同ありがとうございます。

3	船堀南口の夜間、ガールズバーの客引きは非常に迷惑です。 ここ10年、元々いなかったのに5年前くらいから出現し、警察に相談しても条例がないから排除できないと言われてい ます。 静かで住宅街が並ぶ方面に突如現れ、素行の悪そうな人物が声掛けしたり道端に座っていると住環境が悪くなったと感じ ます。 小岩や葛西などのもともとの繁華街い るのは、問題ないと感じています。	ご賛同ありがとうございます。
4	小岩駅東口改札を出て、シャポーを通り抜けた先のガード下とファミリーマート前は客引きがたむろして非常に迷惑 しています。 フィリピンパブとガールズバーの客引き です。 朝になると植込みの中には空き缶、ペットボトル、その他色々なゴミが放置 されて見るだけで不愉快になります。 客引きは一掃して下さい。	ご賛同ありがとうございます。
5	葛西駅北側において、飲食店・風俗店等による客引き行為が区民の安全と安心な生活環境を著しく損なっています。つきまといや声かけ、無許可の道路占有、違法駐車、路上喫煙、ごみの不法投棄、さらには悪質な飲食料金のぼったくり被害などが発生しており、地域の治安悪化が深刻化しています。 これらの行為は、薬物犯罪や暴行事件等へのエスカレートも懸念され、早急な対策が必要です。 つきましては、客引き行為を厳格に規制する条例の制定および取締体制の強化、厳罰化を強く求めます。	ご賛同ありがとうございます。

	【意見の理由】 1. つきまとい・あとをつけるなどの迷惑行為 多くの通行人や観光客が恐怖や不快感を覚え、夜間の当該エリアの通行を控えるなど、地域の活性化に悪影響を及ぼしています。 2. 無許可の道路占有・違法駐車 客引きや関係車両が道路を占有し、歩行者や自転車の通行を妨げるなど、公共の安全を脅かしています。 3. 喫煙・ごみ捨てなどのマナー違反 路上喫煙や吸い殻・ゴミの投棄が目立ち、街の景観を損ねるとともに火災や衛生上のリスクを増大させています。 4. 悪質な飲食勧誘・ぼったくり被害 客引きによって誘導された店舗での不当請求・高額請求が発生している、または発生していると思われるため区のイメージ低下・観光客離れを引き起こすと思います。 5. 犯罪の温床となる懸念 これらの無秩序な行為を放置すれば、薬物売買や暴行、恐喝などの重大犯罪への発展が懸念されます。安全安心なまちづくりの観点からも看過できません。 【要望事項】 1. 江戸川区全域対象の条例の制定 ・ 公共の場所における客引き行為・勧誘行為の全面禁止 ・ 違反者に対する過料・刑事罰の導入	
--	---	--

	・再犯者への厳罰（罰金・営業停止命令） 2. 警察・区による合同取締の定期実施 ・夜間・繁華街におけるパトロールの強化 ・防犯カメラや通報システムの整備 3. 区民への啓発活動の実施 ・悪質な客引き被害防止のためのチラシ配布・広報 ・被害相談窓口の設置・強化 4. 区条例違反に対する行政処分の明確化 ・許可店舗の指導・営業停止・許可取り消しなど 江戸川区が目指す「安全・安心で住みよいまち」の実現のためには、悪質な客引き行為の根絶が不可欠です。 区民・来訪者が安心して歩ける環境を整備するため、条例による明確な規制と、警察・区の連携による実効性ある取締を強く求めます。 以上、意見いたします。	
6	・条例（案）骨子案へのパブコメとなっているが、条例案そのものについてのパブコメは実施しないのか。 ・法律と都条例がある中での区条例の制定となるが、「現行法令で規制できない」とは具体的にどのような部分か。 ・「対象となる飲食店等の例」の例示があるが、例示されている業態の根拠は法律等にあるのか。規制の対象についてどこで線引きをするのか、その根拠を明示すべきではないか。	ご意見ありがとうございます。 （パブコメ実施内容） より分かりやすく条例の内容をお知らせするために骨子案（概要版）で実施いたしました。 （現行法令で規制できない部分） いわゆる風営法は「風俗営業を営む者」を対象しているほか、都条例では異性接待店への客引きや、その他店舗での執拗な客引きを対象としていることが挙げられます。

	・共生社会を目指す江戸川区が、排除のルールをつくることになるとも読み取れるが、どのような整理をしているか。	(対象店舗の例示) 風営法を基にカラオケや深夜営業でない居酒屋なども対象としています。一律に線引きを設けるのではなく、区内における客引き行為等の実態に即して対象とすることが必要であると考えます。 (ルール制定に伴う整理) 本条例は排除を目的とするものではなく、悪質な営業による迷惑行為を防止し、安全で安心な地域社会を実現するための条例です。
--	--	--